

お知らせ

2020年農林業センサスにご協力をお願いします

農林水産省では、2月1日現在で「2020年農林業センサス」を実施します。

農林業センサスは、我が国の農林業の生産構造や就業構造など、農林業の基本構造の実態とその変化を明らかにし、農林業施策の企画・立案・推進のための基礎資料となる統計を作成し、提供することを目的に5年ごとに行う調査です。

皆様のお宅や会社等に調査員が調査に伺いましたら、ご協力をお願いいたします。

◆問い合わせ先
企画財政課
☎341-8510



結婚相談所を開設します

出会いの機会がない。異性との交流であと一歩が踏み出せない。そんなあなたを専門のアドバイザーがサポートしますので、お気軽にご利用ください。(登録・利用は無料です。)

◆相談日

1月12日(日)・13日(月)
午前9時～午後4時

※事前予約が必要となります。

◆場所

富谷市まちづくり産業交流プラザTOMI+
(富谷市富谷新町95)

◆対象者

①黒川地区内に住所がある方
又は勤務している方
②右記の方のご家族

◆問い合わせ先

黒川地区後継者対策推進協議会(事務局 大郷町まちづくり政策課)
☎359-5537



寄贈ありがとうございます

東北電力株式会社仙台北電力センターより防犯灯具を寄贈、株式会社ユアテック仙台北営業所より村内10カ所に灯具を取り付けていただきました。

12月16日(月)に行われた寄贈式では、萩原村長に目録が手渡され、両所長は「犯罪の減少など地域に貢献できることを嬉しく思っている」と述べられました。

村では、村民の安全安心のためになお一層防犯対策に取り組んでいきます。



また、東北工業大学硬式野球部より青少年のスポーツ育成のため、中学校にバテイングマシンを寄贈いただきました。今後、野球部の練習に活用させていただきます。

令和元年 いきいきキャリアアップ事業 in 大衡『自分らしく生きる!~女性が輝く職場づくり~』

「女性の就業生活における活躍の推進に関する法律」が施行され、女性活躍に期待が高まっており、女性の就労をめぐる環境も急速に変化しています。

職場や社会でキャリアを積みながら、地域に貢献していくために、必要なこととは何か…。ゲストの方の話をきいたり、ワークショップを通じて、参加者同士で交流や情報交換をしながら、地域で自分らしく働くための学びを深めてみませんか。

- ◆日時 2月1日(土) 午前9時30分～正午
- ◆会場 平林会館2階 視聴覚室
- ◆対象 大衡村近郊に在住、又は勤務している女性
- ◆定員 30名 (先着順・定員になり次第締切)
- ◆託児 6カ月以上小学校低学年までのお子さん・6名
- ◆申込期限 1月23日(木)
- ◆参加費 無料
- ◆申込・問い合わせ先 (株)ユーメディア ☎224-5151

今月の相談

お気軽にご相談ください

生活相談

生活の中での悩みごと、心配ごとなどの相談に応じます。(当日の電話相談も受け付けます。)

相談日	8日(水)	15日(水)	22日(水)	-
-----	-------	--------	--------	---

- ◆時間 午前9時～正午
- ◆場所 平林会館1階料理講習室
- ◆問い合わせ先 社会福祉協議会 ☎345-6631



宮城県司法書士会による出張相談会(無料)

- ◆相談日 8日(水)
- ◆時間 午後1時～4時
- ◆場所 平林会館1階料理講習室
- ◆問い合わせ先 住民生活課 ☎341-8512

消費生活相談

相談は予約不要で、電話での相談もできます。

相談日	8日(水)	15日(水)	22日(水)	29日(水)
-----	-------	--------	--------	--------

- ◆時間 午前9時～午後4時
- ◆場所 平林会館2階第3研修室
- ◆問い合わせ先 住民生活課 ☎341-8512

消費生活相談窓口から *転ばぬ先の消費者知識*

◆問い合わせ先 住民生活課 ☎341-8512

☆「はがき」による架空請求に注意しましょう

「はがき」による架空請求が横行しています。

- 差出人は公的機関を装った名前になっています。例えば、法務省管轄支局民事訴訟管理センター、民事訴訟告知センター、訴訟最終告知通達センター・・・等
- 文面には「総合消費料金に関する訴訟最終告知」、「連絡なき場合は差し押さえを強制的に実行」、「訴訟を開始」、などと書かれています。請求内容がわからないからと書いてある問い合わせ番号に連絡すると、訴訟の取り下げ費用などという料金を請求されてしまいます。
- はがきが届くということは相手に住所や氏名が知られているということで、怖くなってお金を払ってしまうという人もいます。これは、何らかの名簿を入手した悪質事業者がランダムに根拠のない請求はがきを送ったためと思われる。

連絡しないで無視するのが一番です!
「払えば終わり」ではありません。更なる請求が来る場合もあります。絶対に支払ったりしないでください。

◎注意しなければいけないのが、本当に裁判所から書類が届いた場合です。まず本物の書類かどうか裁判所に確認しなければなりません。慌ててそこに書いてある連絡先に電話するのはやめましょう。必ず自分で調べた番号にかけてください。もし、不審なはがきや封書が届いたら消費生活相談窓口にご相談してください。

納税のお知らせ 納期限(口座振替日) 1月31日(金)

税目等	納期月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
村民税				1期		2期		3期		4期			
固定資産税			1期		2期		3期		4期				
軽自動車税			全期										
国民健康保険税	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期			
介護保険料	1期		2期		3期		4期		5期	6期			
後期高齢者医療保険料				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	

納期限までに忘れずに納めましょう。口座振替の方は前日までに残高をご確認願います。納期限までに納付されない場合、督促手数料や延滞金が加算されます。

なお、病気やその他の事情により、納期限までに納付が困難な方の納付相談を随時受け付けています。

◆問い合わせ先 税務課 ☎341-8513